

広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第十七号

#### 広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

広島県学校職員定数条例（平成十二年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条（定数）（略）</p> <p>一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員 <u>五、一三三人</u></p> <p>二 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条又は第二条に規定する職員 <u>九、四六五人</u></p>	<p>第二条（定数）（略）</p> <p>一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員 <u>五、〇七八人</u></p> <p>二 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条又は第二条に規定する職員 <u>九、四四二人</u></p>

#### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。